

弁護士法人リバーシティ法律事務所 主催

弁護士による無料セミナー開催

予約不要

# 相続法改正と遺言の話

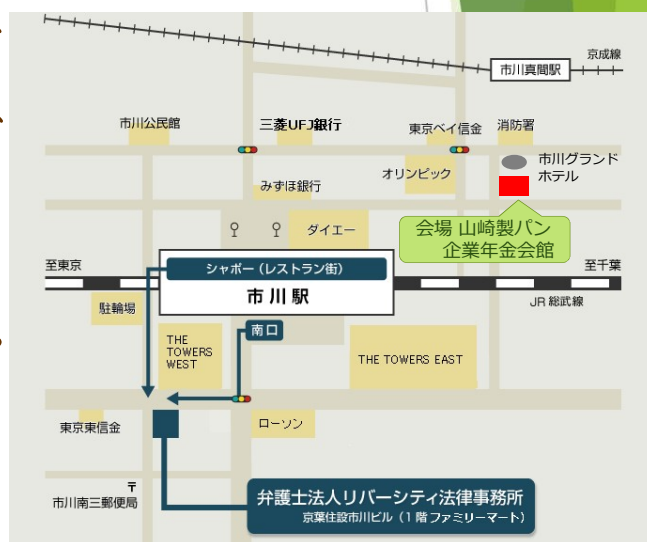
平成30年7月、約40年ぶりに相続分野の法律が大改正されました。

これから始まる多死・多相続時代を前に、巷では相続に関する様々な情報が飛び交っていますが、飛び交う情報が多いと、どうしてもあふれる情報に惑わされやすいとも言えます。

一番の基本となる法律について知識を持つことが、あふれる情報に惑わされず、納得のいく相続を実現する第一歩です。

本セミナーでは、相続法の改正のポイント、個々人に与える影響について触れつつ、相続の基本、遺言の作成の基本について、弁護士が分かりやすく解説をいたします。

これから自分や家族が遺言を書くつもりの方、相続についての最新の知識を得たい方、皆様のご参加をお待ちしております。



2019年 **1月30日(水)**

**13:30~15:00** [開場 13:10~]

**山崎製パン企業年金基金会館 4階 春光**

※車椅子でもご参加いただけます。事前にご連絡いただければ  
広いお席をご用意いたします。

※事前申込や当日の受付も不要です。お気軽にご参加ください。

お問合せは

弁護士法人 リバーシティ法律事務所

<千葉県弁護士会所属>

千葉県市川市市川南1-9-23 京葉住設市川ビル5階

電話 : 047-325-7378

受付時間 : 平日 9:30 ~ 17:30

アクセス : JR総武線 市川駅北口 徒歩約3分  
京成本線 市川真間駅 徒歩約6分

住所 : 千葉県市川市市川1-3-14

※駐車場、駐輪場のご用意はありません。

すでに作成された遺言についても  
セミナー参加の有無にかかわらず、  
内容の確認または疑問点等のご質問に、  
無料でお答えいたします。

ご予約の際は、このチラシを見た  
とご連絡のうえお越しく下さい。

また、相続に関するご相談も、  
初回無料で承っております。